〇「取組として疑問のあるもの」、「不足していると思われる取り組み」についていただいたご意見に対する回答

	条/ページ	取り組み	疑問 • 不足	意見	意見に対する回答	担当課
1	7条 /5、11ページ	自治会活動支援/自治会 加入の促進	不足	自治会加入のメリット、未加 入のデメリット事例を公開す るなどの情報強化。	自治会加入の促進については、市では転入者や転居者に対し、自治会加入していただくメリット等を掲載した加入案内チラシをお渡しするなど継続した取組みをしています。行政ができることには限りがあり、最終的には地元自治会においても勧誘活動をおこなっていただくことになります。支援策といたしましては、年度当初に各区長様に自治会活動の一助となるよう「自治会ハンドブック」という冊子と、Q&A集をお配りするなどしています。ここでもメリット等を質問された際の回答例、勧誘文書例などを掲載し情報提供に努めていますが、区長様方からは概ね好評をいただいております。デメリット事例については、個人が感じる負担(区費や役務、自治会活動等)は様々であること、自治会ごとにルールが異なっていることなどもあり、周知することが各自治会の勧誘活動にとってプラスにつながることばかりではないことが想定されるため、現在のところ、加入案内チラシ等に掲載していく予定はありません。質問等があれば、わかりやすくお答えしていきます。	市民協働課

2	9条 /23ページ	夢づくりチャレンジ研 究室設置	不足	今回4つの提案事業について、特に魅力的なものが見当たらなかった。継続性については不安なものもある。	チャレンジ研究室は、若者主体で自ら考えた企画を実現できるということ、実現することで楽しさを学び充実感を得ていただくこと、まちづくりに携わることで、将来担い手となっていっていただくことを期待し設置しています。29年10月末をもって委嘱期間2年の第1期生の活動期間が終わりましたので、研究員および各地区まちづくり推進組織に対しアンケートを行い、見直しをしていくべき点、改善していくべき点について洗い出しをしています。事務局としては、まちづくり推進組織に望まれるような企画が立案され、且つ若者の自由な発想を縛りつけることがないよう、研修機会や情報交換の場を設けながらうまく折り合いをつけて導けるように努めていきます。	市民協働課
3	9条 /25ページ	子どもや若者の土岐川 清掃、松野湖クリーン 作戦への参加	疑問	公園等の里親制度を子ども会 の活動や中高生のボランティ ア活動と連携したらどうか。	ボランティアについては、土岐川河川清掃や松野湖クリーン作戦にて、地 元自治会や、学校での参加をいただいております。	環境課
4	20 条 /60 ページ	市民まちづくり会議の設置	不足	年間4回の内、初回が自己紹介や会長選出、勉強会で終わってしまうので、日数が少ないのではないか。	大変前向きなご意見を頂戴し、ありがとうございます。 当会議は、これまでに審議事項や運営面についてもアンケートを行い、現 在の回数を適当と判断して開催しています。会議回数が増えることにより 委員様の負担につながることもありますので、今後、他の委員皆様のご意 向も伺いつつ検討してまいります。	市民協働課

5	7条 /5、11ページ	自治会活動支援/自治会 加入の促進	疑 不足	世帯形態の実態明確化。 他地区での組単位加入数の把 握と平準化。	今年度、連合自治会の取組みにおいて「集合住宅等に関する自治会加入状況調査」を実施しています。これは、各地区区長会においても自分の地区内にどれくらいの集合住宅の棟数があるのか把握できておらず、また、区費の集金方法、自治会との関わり方について様々な考え方があることなどが報告されているものの、なかなか実態がつかめていないということで、区長様の協力のもと、実態の把握に努めています。世帯形態については、時代とともに生活様式が変わり複雑化してきていること、各家庭のプライバシーや個人情報の要素が含まれることなどにより、行政において明確化することは困難です。組単位の平準化につきましては、昔からの慣習、地縁による付き合いなどで区域が分かれていることもあり、数だけを基に行政主導で平準化を進めることは困難です。自治会の合併などをご検討されている場合には、自治会について考える出前講座メニューを用意しておりますので、ご活用を検討していただければと思います。	市民協働課
6	7条/8条/10条 /6、15、28 ページ	市民活動補償保険制度 の設置	不足	適用可否の活動例の例示、マニュアル化。	市民活動補償制度については、年度当初の各地区区長会でアナウンスするなど周知に努めています。事故が起こった際の補償については、同じ名称の活動や行事でも、主催者や加害者、事故状況などにより適否が異なります。一案件ずつ慎重にヒアリングを行い、保険会社の判断を仰いでいるのが実態です。適否例示については、A3版両面刷りの案内チラシにて周知	
7	7条/8条/10条 /6、15、28 ページ	市民活動補償保険制度 の設置	不足	補償活動対象とその内容の明文化。	をしているところですが、補償(金銭)が絡む大変デリケートな部分であり、一律でお示しすること、明文化することが難しいところもありますのでご理解をお願いします。	市民協働課

8	9条/ 25ページ	小学生、中学生、高校生 を対象とした応急手当 の普及啓発 幼児、小学生による一日 消防士 (防災体験学習 会)の開催	疑問	学校や家庭、子ども目線の発想に欠けている。	人が倒れ、心臓や呼吸が止まっているときはまさに一刻を争います。心臓や呼吸が止まった人の命が助かる可能性は、4分で50%、10分を経過すると救命が困難な状況になってしまいます。すぐに119番通報をして、救急隊が到着するまで救命処置をしていただくことが、その人を救命できる唯一の手段となります。しかし、本市では、救急車が到着するまでに平均7.2分(全国平均8.5分)掛かり、何もせず手をこまねいていては助かる命も助けられなくなってしまいます。そうしたことが大人のいない時に起こることも考えられ、応急手当を身に付けておくことで、子どもでも救命処置は十分行えるものであると考えます。また、防災体験等においても自分の身の安全を守ることから人の救出方法等といった、年代別に応じたカリキュラムにより広く学んでいただきます。いずれも幼少期から命の大切さや応急手当の必要性、発災時における自分の身の守り方等に興味を持ち身に付けてもらうことで、救命率の向上や社会福祉に寄与できると思っています。今後、講習会等の内容について、学校や子ども(保護者)等参加者から感想や希望内容を聴くなどし、さらに充実させていきたいと考えています。	消防本部
---	--------------	---	----	-----------------------	---	------